

【議決事項 2】
路線バス部会の設置について

1 協議事項

別添の要綱案に基づき、札幌市公共交通協議会に路線バス部会を設置するとともに、路線バスに関する事項の検討等を付託します。

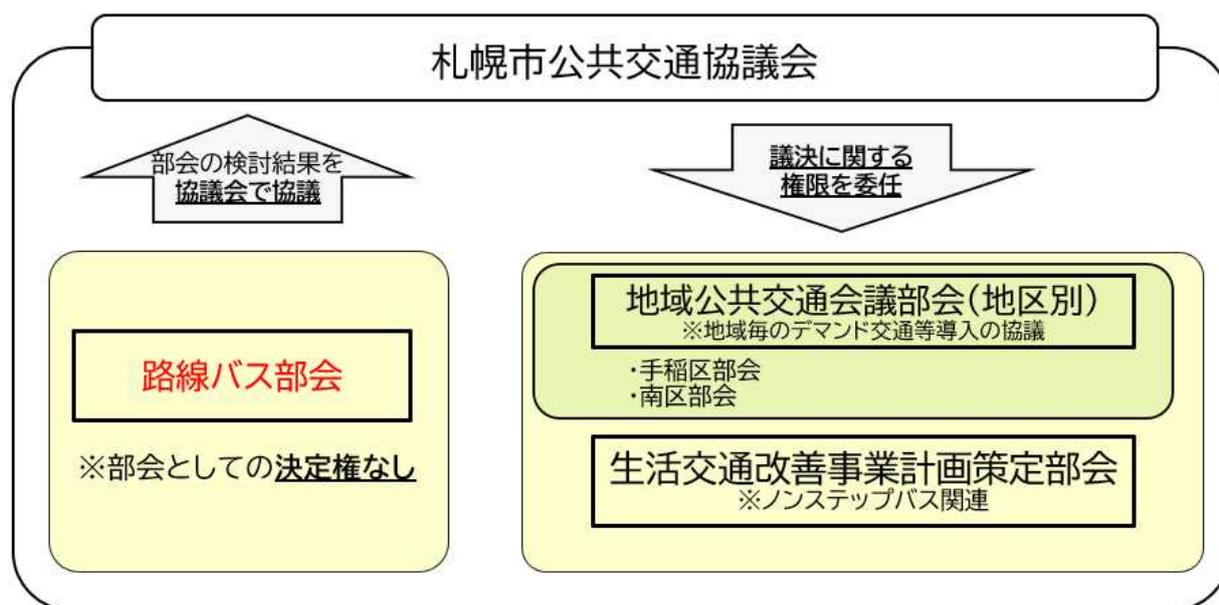
2 部会の設置について

札幌市公共交通協議会では、設置要綱第 8 条において、「協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる」としております。

札幌市地域公共交通計画の策定にあたっては、特に路線バスの役割を維持するための施策が必要であり、その立案においては路線バスの運行や地域交通に関する専門的な知識をもとにした詳細な検討が必要と考えられます。

なお、路線バス部会は議決を行わない部会とし、検討結果を札幌市公共交通協議会で協議することとします。

【参考】組織体制のイメージ



札幌市公共交通協議会路線バス部会設置規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、札幌市公共交通協議会設置要綱（以下「協議会要綱」という。）に基づく地域公共交通計画作成及び変更を含む地域公共交通の活性化及び再生を推進するために必要な事項等に関する専門的な検討等を行うため、札幌市公共交通協議会設置要綱（以下「協議会要綱」という。）第8条第1項の規定に基づき、札幌市公共交通協議会（以下「協議会」という。）の部会として設置する組織及びその運営に関し、協議会要綱及び関係規程に定めるものの他必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 本規程による部会は、次条の事項の検討等を行うため設置することとし、名称は路線バス部会（以下「バス部会」という。）とする。

（付託事項）

第3条 バス部会は、路線バスに関する事項について検討等を行うものとする。

（協議会への報告）

第4条 前条の規定による検討等の結果は、協議会へ報告するものとする。

（部会長）

第5条 バス部会の部会長は、協議会の会長が指名する委員をもって充てる。

2 部会長は、バス部会を代表し、会務を掌握する。

3 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

（会議）

第6条 バス部会の会議は、協議会要綱第7条の規定に準じ、運営を行うものとする。

2 バス部会の会議は、公開しない。ただし、バス部会が認めた場合は、公開することができる。

(庶務)

第7条 バス部会の庶務は、札幌市まちづくり政策局において行う。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、バス部会の運営に関して必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この規程は、令和 年 月 日から施行する。

札幌市公共交通協議会
路線バス部会
委員名簿（案）

（敬称略）

所属・役職等	氏名
札幌ばんけい株式会社 代表取締役社長	井上 浩勝
ジェイ・アール北海道バス株式会社 常務取締役 営業部長	山内 近
株式会社じょうてつ 自動車部長	八島 弘樹
北海道中央バス株式会社 取締役執行役員 バス事業部長	田下 義則
一般社団法人北海道バス協会 常務理事	今 武
国土交通省北海道運輸局 札幌運輸支局 首席運輸企画専門官（輸送・監査担当）	經亀 真利
国立大学法人福島大学 人文社会学群 経済経営学類 准教授	吉田 樹
札幌市まちづくり政策局 公共交通担当部長	和田 康広